

令和4年度ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)の実施について

一時的に保育を必要とする家庭の保育の受け皿の確保及びその経済的負担の軽減を図るため、日常生活上の突発的な事情等により一時的にベビーシッターによる保育を必要とする保護者に対して、その利用料の一部を助成する事業について報告する。

1 制度概要

(1) 対象となる方

中野区に住所を有する、①又は②のいずれかに該当する保護者

①日常生活上の突発的な事情や社会参加(保護者の仕事、病気、学校行事、自己実現等)により一時的に保育が必要となるとき

②子育ての不安があり、ベビーシッターを活用した共同保育を必要とするとき(保護者と一緒にベビーシッターが共同で保育)

(2) 対象児童

0歳～満6歳に達する年度の末日までの児童

(3) 対象期間

令和4年10月1日～令和5年3月31日(24時間、土・日・祝日含む)

(4) 助成の内容

①上限時間

児童1人につき年度当たり72時間(多胎児の場合は児童1人につき144時間)

②上限金額

・7時～22時 1時間2,500円

・22時～翌7時 1時間3,500円

(5) 助成対象

保育に要した費用

※入会金、会費、交通費、キャンセル料、保険料、おむつ代等は対象外

(6) 対象事業者

東京都が定めるベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)認定事業者

2 今後のスケジュール

令和4年10月 事業周知開始